



10月1日開始の予防接種のお知らせ

高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナワクチン接種について

接種期間 10月1日(水)～令和8年1月31日(土)

対象者 ●市内に住所を有する65歳以上の方(接種日現在)
●市内に住所を有する接種日において60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の日常生活が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

個人負担金 ●高齢者インフルエンザワクチン……1,500円(1回限り)
●高齢者新型コロナワクチン……11,000円(1回限り)

※生活保護受給者は無料(事務連絡票が必要です。地域福祉課または各総合支所地域振興課で取得してください)

接種の方法 たつの市・太子町・姫路市・相生市・宍粟市・上郡町・佐用町医師会の各予防接種実施医療機関に直接予約し、マイナ保険証等と予防接種手帳または健康手帳を持参して接種してください。

上記市町以外で接種を希望される方は、事前に申請が必要となりますのでお問い合わせください。



乳幼児のインフルエンザ予防接種を助成

接種期間 10月1日(水)～令和8年1月31日(土)

対象者 市内に住所を有する平成31年4月2日生～令和7年6月30日生の乳幼児(接種日当日に生後6カ月以上就学前の乳幼児)

助成方法 対象者には、1,500円×2回分の助成券を9月中に郵送します。たつの市・太子町の実施医療機関に助成券を提出することにより、1回の接種費用から1,500円を差し引いた額で予防接種を受けることができます。(事前に医療機関への予約が必要)

接種医療機関 助成券郵送時に「実施医療機関一覧表」を同封します。

《たつの市・太子町以外の医療機関で接種する場合》

医療機関で実費を支払い、こども家庭センターはつらつ(健康課)または各総合支所地域振興課にて、保護者が助成申請を行ってください。手続に必要なものは、領収書・母子健康手帳・助成券・保護者の通帳です。



各予防接種については、ワクチンの効果と副反応のリスクの双方について理解し、ご本人もしくは保護者の意思に基づいてご判断ください。



▶健康課(☎63・2112)、地域振興課(☎75・3110)、地域振興課(☎72・6336)
地域振興課(☎322・3496) ※各総合支所での申請、手続きは要予約



たつの市民生活応援プレミアム商品券購入引換券を郵送します

たつの市民生活応援プレミアム商品券購入引換券(1人1枚)を9月中旬から世帯主宛てに郵送します。購入引換券、現金(1冊2,000円)および購入者の本人確認書類を販売場所へ持参の上、ご購入ください。(代理購入可)

販売価格 商品券1冊5,000円分(500円券×10枚)を**2,000円**で販売

販売場所 次の販売場所で、購入引換券1枚につき1冊を購入することができます。

龍野郵便局*	龍野神岡郵便局	新宮越部郵便局	御津郵便局
龍野川原町郵便局	龍野誉田郵便局	東栗栖郵便局	刈屋郵便局
本龍野駅前郵便局	揖保郵便局	西栗栖郵便局	御津中島郵便局
龍野揖西郵便局	播磨新宮郵便局	揖保川郵便局	室津郵便局
横内郵便局	香島郵便局	揖保川浦部郵便局	西播磨光都プラザ郵便局

本人確認書類 運転免許証(運転経歴証明書を含む)、マイナンバーカード、健康保険証(資格確認書を含む)、年金手帳(年金証書および基礎年金番号通知書を含む)、身体障害者手帳、療育手帳、旅券(パスポート)、学生証、社員証

販売期間 10月1日(水)～11月28日(金)

販売時間 月曜日から金曜日(国民の祝日に関する法律に定める休日を除く)の9時から17時まで
※龍野郵便局のみ19時まで

使用期間 10月1日(水)～令和8年2月28日(土)

取扱店 広報たつのお知らせ版9月号(9月25日発行)にて詳細をお知らせします。

▶プレミアム商品券担当窓口(企画課内)(☎64・3036)



地区防災計画を作成する自主防災組織(自治会)を募集

大規模かつ広域な災害が発生した際は、地域コミュニティを主体とした「共助」が重要となります。地区防災計画とは、地域住民や事業者などが主体的に、自分たちの住んでいる地区の防災計画を共同で作成するものです。それぞれの地区の特性を踏まえた自主的な地区防災計画の作成を支援しますので、この機会に作成してみませんか?

対象団体 自治会で組織する自主防災組織

募集团体 5団体(先着順)

実施内容 大学教授を講師に招き、避難の必要性についての講習会やマイ避難カード作成のワークショップを行い、地区防災計画作成の支援をします。

受講料 無料 **申込・問い合わせ先** 危機管理課(☎64・3219)



強引な不動産の訪問販売トラブルにご注意!

最近、突然訪問し、住宅の購入をしつこく勧める悪質な業者が増えています。年収や家族構成などの個人情報聞き出し、内見会場へ誘い出し、断ってもしつこく契約を迫るケースが報告されています。中には、強い言葉で威圧され、怖くなってその場で手付金を支払ってしまった事例もあります。

興味がない場合は、訪問業者を安易に家に入れず、「必要ありません」とはっきりお断りしましょう。長時間居座り、帰らないなどの迷惑行為があった場合は、ためらわずに警察へ通報してください。不安なときは一人で悩まず、ご家族や身近な人に相談することが大切です。



おかしいな? 困ったな? ご相談は ▶たつの市消費生活センター(商工振興課内☎64・3250)